

## 公益財団法人春日井市食育推進給食会給食用物資納入業者登録要綱

### (趣旨)

第1条 春日井市立小中学校において、安全安心な給食の提供を行うためには、給食用物資の購入にあたり、適切な品質の確保や安定的な供給が可能な給食用物資納入業者（以下「業者」という。）である必要があることから、予め公益財団法人春日井市食育推進給食会に登録された業者に限ることとし、この要綱は、業者登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録資格要件)

第2条 業者として登録をするためには、次に掲げる登録資格要件を満たしていなければならない。

#### (1) 信用状況

- ア 食品に関する法令が遵守されていること。
- イ 国税、県税、市税の滞納がないこと。
- ウ 給食食材の納入に係る契約を締結する能力を有する業者であること。
- エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない業者でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる業者でないこと。

#### (2) 衛生状況

- ア 都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を年1回受けていること。  
ただし、営業許可又は営業届出の必要がない業者は、この限りでない。
- イ 給食用納入食材の製造、加工及び配送に携わる者は、月1回以上の検便検査（赤痢菌・サルモネラ菌・大腸菌O157）を受けていること。
- ウ 令和3年3月26日付け薬生食監発0326第5号「食品衛生監視票について」に定める食品衛生監視票「Ⅱ 一般的な衛生管理に関する事項」の各項目の採点について、直近の衛生監視における合計点が各項目の総基準点の8割以上であること。ただし、当該衛生監視以降、減点の原因となった項目について改善が見られ、同基準点の8割以上に相当すると認められる場合は、この限りでない。
- エ 店舗、工場、支店、営業所、倉庫等（以下、「店舗等」という。）に、衛生上必要な冷凍、冷蔵設備を完備していること。ただし、学校給食食材として冷凍、冷蔵食材の納入を予定する業者に限る。

(3) 供給能力等

ア 発注書で指定する日及び場所に、同書で指定する量の食材を衛生的に納入できること。食材納入時刻及び温度は別に定める。

イ 電話、電子メール等の通信設備を備えた店舗等の固定した営業施設を有していること。

ウ 異物混入等の緊急時には、迅速かつ適切な対応ができる体制が整備されていること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする業者は、別に定める期間内に給食用物資納入業者登録申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

(1) 見積りに使用する印鑑届（第2号様式）

(2) 登記簿謄本（法人に限る。申請日前3月以内に発行されたもの）

(3) 食品営業許可証の写し（食品衛生法施行令第35条の規定による32業種以外の業者を除く。）

(4) 食品衛生監視票の写し（営業許可又は営業届出の必要がない業者を除く。）

(5) 国税、県税及び市税の納税証明書（種類等は、別表第1に定めるところによる。）

(6) 決算報告書の写し（法人に限る。登録申請をする年度の前事業年度分。）

(7) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税青色申告決算書の写し（個人に限る。登録申請をする年度の前事業年度分。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(登録申請受付及び有効期間)

第4条 業者の登録申請の受付は、隔年毎とする。

2 登録の有効期間は、2年間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、新たに業者の追加登録を受け付けることができる。この場合における登録の有効期間は、前項の有効期間末日とする。

(審査委員会)

第5条 申請のあった業者の登録の可否を審査するため、給食用物資納入業者登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 常務理事
- (3) 事務局長
- (4) 企画経営課長
- (5) 栄養職員の代表
- (6) 春日井市教育委員会職員の代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、理事長が必要と認める者

3 理事長は登録申請のあった業者について、必要に応じて現地調査を実施するよう企画経営課に指示し、給食用物資登録業者現地調査票（第3号様式）により、審査委員会に提出させるものとする。

4 審査委員会は、提出された申請書、添付書類及び給食用物資登録業者現地調査票をもとに、登録の可否について厳正に審査を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

（委員長）

第6条 審査委員会の委員長は、常務理事の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、企画経営課長が、その職務を代理する。

（登録の決定）

第7条 理事長は、登録の決定をしたときは、当該業者に対し給食用物資納入業者登録通知書（第4号様式）を交付する。

（誓約書）

第8条 前条の通知を受けた業者（以下「登録業者」という。）は、速やかに誓約書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

（報告及び提出）

第9条 登録業者は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、速やかに報告しなければならない。

- (1) 申請内容に変更があったとき。
- (2) 店舗等内に感染症が発生したとき。

2 登録業者は、前項第1号に該当するときは、給食用物資納入業者登録事項変更届（第6号様式）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

3 登録業者は、第1項第2号に該当するときは、感染症報告書（第7号様式）に関

係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

4 登録業者は登録期間内において、第2条第2号イの結果を都度提出しなければならない。

(登録の一時停止及び取消し)

第10条 理事長は、登録業者が次の各号に掲げる事項に該当したときは、審査委員会で審査のうえ、登録の一時停止又は取り消すことができる。

- (1) 第2条に掲げる登録資格要件を欠いたとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか多大な損害又は信用を失墜する行為があったとき。

(登録の辞退)

第11条 登録業者は、登録を辞退しようとするときは、辞退の日の3月前までに給食用物資納入業者登録辞退届(第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、財団法人春日井市学校給食会給食用物資納入業者登録要綱(平成20年8月1日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の公益財団法人春日井市食育推進給食会給食用物資納入業者登録要綱の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。